

V 調査・研究

子どもの貧困の実態について、様々な指標により把握することとしているが、子どもの貧困率などは全国の数値しか公表されておらず、今後、一層の子どもの貧困の実態の把握に向けて、国の調査・研究の状況も参考にしながら、調査・研究に取り組んでいきます。

VI 計画の周知・啓発

子どもの貧困対策を効果的に進めていくためには、貧困状態にある子どもたちやその親などに対する支援を行う関係機関等において、本県における子どもの貧困の状況等が理解されることが必要です。

また、要支援者のニーズに応じて、適切な支援が行われることも重要です。そのためには、貧困状態にある子どもたちやその親に対する相談支援を行う県や市町村の部署や機関において、各種の支援施策の内容や実施主体等が十分に把握され、要支援者のニーズに応じて、支援施策を実施する県や市町村の窓口へ適切に繋いでいくことが必要です。

貧困状態にある子どもたちやその親は、社会的、心理的に孤立しがちです。そのため、県民に子どもの貧困の現状を知ってもらい、広く地域で支えていく機運を高めることが必要です。

以上のことを踏まえ、本計画について、支援を行う関係機関等への周知を図るとともに、支援施策に係る個別事業やそれらの窓口となる部署・機関等を整理したガイドブックを作成し、相談支援機関等へ配布します。

また、幅広く県民に対して、本計画の周知・啓発を図っていきます。

Ⅶ 計画の推進

県の関係部局や市町村、教育機関や就労支援機関などの関係機関と連携して、計画の推進を図っていきます。

また、この計画を着実に推進していくため、毎年度、子どもの貧困に関する指標の状況や施策の実施状況を確認し、その結果を公表するとともに、必要に応じ、施策の見直しを行います。